

Ⅱ．調査の概要

1．目 的

建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的として、毎年実施されている調査である。

2．根拠法規

- (1) 統計法（指定統計第84号）
- (2) 建設工事統計調査規則

3．調査対象期間

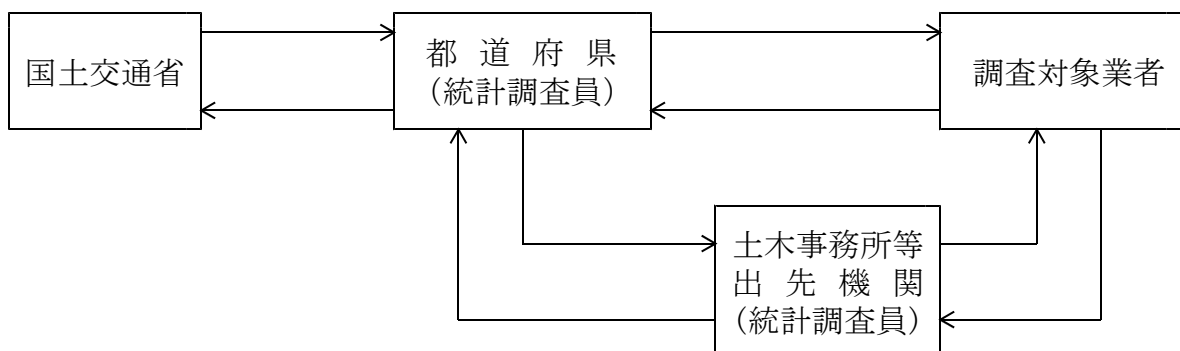
平成18年度（ただし、決算日が平成19年3月31日以外の調査対象業者にあつては、平成19年3月31日以前の直近決算日から、さかのぼること1年間）

4．調査項目

- (1) 経営組織
- (2) 資本金又は出資金
- (3) 有形固定資産（土地を除く）
- (4) 業種
- (5) 就業者数
- (6) 年間完成工事高
- (7) 兼業売上高
- (8) 年間受注高
- (9) 建設業の付加価値額

5．調査の方法

- ・ 国土交通省は、都道府県を経由して調査対象業者に調査票を郵送により配布。
- ・ 調査対象業者は、自計申告により調査票に記入。
- ・ 国土交通省は、都道府県を経由して、調査対象業者から調査票を回収・集計。



6. 調査対象者の抽出

- (1) 母集団は、建設業法に基づく許可を有する約52万建設業者とした。
母集団の内訳は、大臣許可業者約1万業者、知事許可業者約51万業者となっている
(平成19年3月31日現在)。
- (2) 上記母集団から約11万業者を標本抽出した(サンプリング)。
- ① 大臣許可業者(約1万業者)は、全数調査とした。
- ② 知事許可業者は層化業種、資本金階層別により区分し、約10万業者をネイマン法により抽出した。
ただし、「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の業種については、許可業者数が少ないため、全数調査とした。
また、資本金3,000万円以上の知事許可業者についても全数調査とした。

区 分		抽 出 率
大臣許可業者(個人・法人)		全 数
知事許可業者	資本金(出資金)3,000万円以上の法人	全 数
	「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する業者(個人・法人)	全 数
	個人及び資本金(出資金)3,000万円未満の法人	1/3 ~ 1/106

(3) 調査対象業者数

調査対象業者数	113,261業者
調査票提出業者数	66,995業者
実績記入のあった業者数	62,943業者
実績記入のなかった業者数	4,052業者
調査票未提出業者数(調査不能業者を含む)	46,266業者

(注) 本調査は、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

7. 調査・表章の単位

調査単位は、「百万円」及び「人」である。

表章単位も、「百万円」及び「人」である。

ただし、調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全国約52万建設業者の値に復元した値である。
そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

8. 公 表

調査結果は、3月末に新聞等へ公表すると共に、建設統計月報(定期刊行物)に掲載している。また、調査報告書として「建設工事施工統計調査報告」を毎年刊行している。

Ⅲ. 用語の定義等

1. 用語の説明

- (1) 建設業者
建設業法上の許可業者（複数の許可を有する業者であっても、1業者として扱っている）。
- (2) 業 種
建設業法に基づく、28種類の許可業種を基本として、32種類に分類している。

業 種 別 一 覧

01	一般土木建築工事業	17	金属製屋根工事業
02	土木工事業	18	板金工事業
03	造園工事業	19	塗装工事業
04	水道施設工事業	20	ガラス工事業
05	舗装工事業	21	建具工事業
06	しゅんせつ工事業	22	防水工事業
07	建築工事業	23	内装工事業
08	木造建築工事業	24	はつり・解体工事業
09	大工工事業	25	電気工事業
10	とび・土工・コンクリート工事業	26	電気通信工事業
11	鉄骨工事業	27	管工事業
12	鉄筋工事業	28	さく井工事業
13	石工工事業	29	熱絶縁工事業
14	煉瓦・タイル・ブロック工事業	30	機械器具設置工事業
15	左官工事業	31	消防施設工事業
16	屋根工事業	32	その他の設備工事業

(3) 用語の定義

建設工事	建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。 したがって、測量、設計、積算、ボーリング調査、文化遺産発掘、炭鉱・鉱山の坑道掘削工事、除草作業等の工事を伴わない維持管理業務及び除雪作業等の単独受注工事は含まれない。
完成工事高	決算期内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額をいう。
受注高	建設工事の元請及び下請による請負高（請負高が確定していない場合は見積計上による請負高）をいう。
元請工事	発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含む。
下請工事	元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1次又は2次等の下請工事を含む。
公共発注工事	国、地方公共団体、独立行政法人、政府関連企業等、地方公営企業、地方公社等が発注した工事をいう。なお、東京地下鉄（株）、NTT各社、JR各社、電源開発（株）、森林組合等が発注した工事は、民間発注工事として扱っている。
民間発注工事	公共発注工事以外の工事（駐留軍、外国公館、土地区画整理組合等が発注した工事を含む）をいう。
新設工事	構造物及び付属設備を新たに建設し、若しくは増改築、改良する工事をいい、災害を契機とする改良復旧工事及び除却・解体工事を含む。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容により区分している。
維持・修繕工事	新設工事以外の工事をいい、既存の構造物及び付属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事、改装工事、移転工事、災害復旧工事及び区間線設置等の工事（作業）を含む。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容により区分している。
土木工事	いわゆる土木工事（道路工事、河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製工業薬品タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含む。また、土木施設の付属物の工事も含まれる。
建築工事・建築設備工事	建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切り壁等の工事及び建築工事に付帯する整地、門扉等の工事を含む。建築設備工事とは、建築物に関する冷暖房、換気、給排水、電気、ガス、消火、污水处理場等の設備工事及び昇降機、煙突等の工事をいう。
住宅	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）をいう。
非住宅	居住以外（鉱工業用、商業用、サービス業用、公益事業用及び公務・文教用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物をいう。

機械装置等工事		工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備等の工事をいう（建築設備を除く）。
就業者	従業者	平成19年7月1日現在で、企業に所属し、業務に従事している雇用者（直接雇用し、直接賃金を支払っている者）、個人業主、無給家族従業者、有給役員をいう。
	労務外注	労務外注契約（工種・工程別等の工事の完成を約する契約で、その大部分が労務費であるもの）又は準直用（直接雇用していないが、企業がその者の賃金台帳の整備や保険手続等を行っている場合）により企業の仕事に従事している者（ただし、労務外注の相手先が建設業許可業者である場合は除く）をいう。
建設業の付加価値額		建設工事の過程で企業の労働と資本により新たに加えられた価値のことであり、完成工事から自ら生産したものではない材料費や外注費などを差し引いたもの（本調査においては、労務費、人件費、租税公課、営業損益の合計）をいう。
建設業専業		総売上高のうち、建設工事完成工事高が80%以上を占める業者。
共同企業体受注高		共同受注した建設工事受注高のうち、企業の持分に応じた受注額の合計をいう。

2. 都道府県別集計

結果表の都道府県別集計には、次の2種類がある。

(1) 業者所在都道府県別

主たる営業所（いわゆる本店、本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計したものである。

(2) 施工都道府県別

大臣許可業者及び資本金（出資金）2千万円以上の知事許可業者については、実際に施工した都道府県別に元請完成工事高を調査しているが、その他の業者については、主たる営業所の所在する都道府県に全ての元請完成工事高を計上している。

3. その他

本統計の調査結果には消費税が含まれている。